

九州大学総合研究博物館セクシュアル・ハラスメント等防止委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規則(平成16年4月1日施行)第10条の規定に基づき、九州大学総合研究博物館(以下「博物館」という。)におけるセクシュアル・ハラスメント等防止委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 博物館にセクシュアル・ハラスメントの適切な防止対策の実施を期すため、委員会を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修、啓発活動に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメント等の被害の事実調査に関すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント等の再発防止のための就学、就労、教育及び研究環境の改善に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等対策委員会との連絡調整に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合研究博物館長
 - (2) 専任教員のうちから選ばれた者 2人
 - (3) その他委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の義務)

第8条 委員は、当事者及びその他関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(事務) 2 委員は、任務遂行上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後といえども同様とする。

第9条 委員会の事務は、理学部等庶務掛において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。